

移動等円滑化取組計画書

2025年6月2日

住 所 大阪府大阪市住吉区清水丘
3丁目14番72号

事業者名 阪堺電気軌道株式会社
代表者名 取締役社長 藤井 哲

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等に関する事項

①旅客施設の整備に関する事項

バリアフリー法に基づく停留場の段差解消に関して、2024年6月の時点では6停留場で整備を完了している。その他、併用軌道および乗降人員が3,000人未満の停留場ではホームは幅が狭く、また多大な費用を要するため、整備計画の立案等ができていないのが現状である。

②車両の整備に関する事項

移動等円滑化基準に適合していない老朽化した車両について、車両更新に併せて当該基準にさせていく。2028年から2034年度までに7カ年計画で3編成(9両)の超低床車両を導入予定。(3年度毎で導入する計画)

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設及び車両等 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------------|------------------------------|
| 今年度予定なし | |

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|---------|--|
| 筆記用具の使用 | 乗車券発売所(3か所)、天王寺駅前集札口では、聴覚障害者からの求めに応じ筆記用具を使用する。 |

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-------------|--|
| 乗降補助サービスの提供 | 無人駅において、事前に乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを導入している。 |

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-------------|---|
| 乗降補助サービスの提供 | 乗降補助サービスの事前連絡先を、ウェブサイトや駅で広告することにより、取り組みの周知を図っている。 |

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|-------------|--|
| 乗降補助サービスの提供 | 新たに乗降補助サービスの担当となった社員は、交通事業者向け・バリアフリー教育訓練プログラム(BEST)を受講する。 (受講費用については会社負担) |

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容) |
|----------|---|
| 車内放送での案内 | ご高齢、障害者等が、優先座席を円滑に利用できるよう配慮についての車内放送を実施、啓発している。 |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

該当事項なし

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設 及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|------------------------|---------|-----|
| 変更なし | | |

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページ

Ⅵ その他計画に関連する事項

該当事項なし

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。